

騒音規制法及び振動規制法に基づく県告示の改正(案)について

平成28年12月6日
大気保全課

1 概要

県では、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法（以下、3法という。）に基づき、町村の区域内の地域について、規制地域及び規制基準を定めております。規制地域の指定にあたっては、町村の意見をきいた上で、都市計画法に基づく用途地域を中心に設定しており、用途地域等が変更された場合は、指定地域の見直しを行っております。

このたび、栄町において、用途地域の変更意向があったことから、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定等に係る告示の改正を行います。

2 町村における規制地域の変更意向

県内17町村に対して意向調査をしたところ、栄町において、次表のとおり変更意向がありました。

町村名	変更意向の内容
栄町	工業専用地域の一部を準工業地域に変更（用途地域の区分変更） ※千葉県報(平成28年9月27日 定例第13160号)参照

3 主な改正内容

・3法に基づく規制地域の指定等に係る次の5告示のうち、(2)、(3)、(4)の告示について、用途地域の基準日を「平成29年3月14日」に変更します。また、(2)及び(4)の告示について、区域区分の表中、栄町の項中に準工業地域を追加します。これにより、用途地域が変更された上表の地域において、基準日以降の規制基準が変更されます。

- (1) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定（昭和49年千葉県告示第683号）
- (2) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和49年千葉県告示第684号）
- (3) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定（昭和52年千葉県告示第777号）
- (4) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和52年千葉県告示第778号）
- (5) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成24年千葉県告示第175号）

4 施行予定期日

平成29年3月14日